(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

<趣旨>

でするため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

く概要>

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び にもりっしえんほう 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び しゃかいせいかっ そうごうてき しえん 社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合 しえんほう 支援法)」とする。

2. 基本理念

はうしたがいますが、 はまりせいかっていますが、 はまりせいしゃかい 法に基づく日常生活・社会生活の支援が、 は生社会を ままりまするため、社会参加の機会の確保及び地域社会における 共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ はいかくてき おこな にほうりってきほんりねん あら かか 計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の にかしん じょうたい おう ひつよう ひっよう ひっょうじゅんてき しぇん ど あ 心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等で 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等で あって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で 定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グルー ポーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって まず であったが重けるもであって まず はいろうどうしょうれい まだ 「早生労働省令で定めるものを加える。)
- 動域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に がん じこうおよ ちいきせいかっしえんじぎょう じっし かん じこう はまうがいふくしけいかく さくてい についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と みなお ほうていか 見直しを法定化

しこうきじっ **<施行期日>**

平成25年4月1日(ただし、4及び5①~③については、 ^{へいせい} 平成26年4月1日)

けんとうきてい **イ給計担定〉**

(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途 として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- しょうがいしえんくぶん にんてい ふく しきゅうけってい ぁ かた ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービス りょう かんてん せいねんこうけんせいど りょうそくしん ぁ ゕた の利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

- ① 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、 まんせいきのうたしょうがいいしそっすはか 音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに ししょう しょうがいしゃなど たい しえん あかた 支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- ** 上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。